4　前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が俸給月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、俸給月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二　前項第一号に掲げる職員　当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じた別表第三に掲げる額

5　第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給の調整額が俸給月額の百分の二十五を超えるときは、俸給月額の百分の二十五に相当する額を俸給の調整額とする。

（端数計算）

第二条　前条第二項、第三項及び第五項の規定による俸給の調整額並びに同条第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

（報告）

第三条　各庁の長又はその委任を受けた者は、人事院の定めるところにより、第一条第一項の俸給の調整を行う官職の職務の内容及び勤労条件について人事院に報告するものとする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の俸給の調整額）

第四条　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第一条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一　適用区分表（第一条第一項―第三項関係）

勤務箇所	職員	調整数
一～六の二　（略）	（略）	（略）
七　国立ハンセン病療養所	(1)～(3)　（略）	（略）
	(4)・(5)　（略） (6)　理学療法技術職員、作業療法技術職員及びマッサージ師	二
	(7)～(10)　（略）	
	(11)・(12)　（略）	（略）
八～十九　（略）	（略）	（略）

（新設）

第二条　各庁の長又はその委任を受けた者は、人事院の定めるところにより、前条第一項の俸給の調整を行う官職の職務の内容及び勤労条件について人事院に報告するものとする。

（新設）

別表第一　適用区分表（第一条関係）

勤務箇所	職員	調整数
一～六の二　（略）	（略）	（略）
七　国立ハンセン病療養所	(1)～(3)　（略）	（略）
	(4)・(5)　（略） (6)　理学療法技術職員、作業療法技術職員及びマッサージ師	二
	(7)～(10)　（略）	
	(11)・(12)　（略）	（略）
八～十九　（略）	（略）	（略）